

令和 7 年 7 月 2 9 日

自動運転サービス導入に関する大型 EV 自動運転バス購入及び自動運転車両調律等業務に係るサウンディング型市場調査

実施要領

1 調査目的

和光市では、中心拠点である和光市駅と市北部の和光北インターチェンジ周辺の産業拠点を結ぶ新たなモビリティとして自動運転バスによる交通軸を形成し、市内の地域公共交通の活性化を図るとともに、将来における運転手不足への備え、既存公共交通の維持充実を図り、全市民の移動の自由を確保することを目指しています。

自動運転サービス事業においては、令和 5 年度から小型自動運転バスによる社会実証を実施しており、令和 7 年度からは大型 EV 自動運転バスによる社会実証を計画しています。

本調査では、当市が検討している大型 EV 自動運転バスによる自動運転サービスについて、想定される条件や民間事業者の意向、市場の動向などについて、広く意見を求め、今後の事業を円滑に進めることを目的としています。

2 調査の対象事業等

対 象 地： 埼玉県和光市新倉地内

対象業務：

- (1) 自動運転サービス導入に関する大型 EV 自動運転バス購入

業務の概要：別紙 1 のとおり

- (2) 自動運転サービス導入に関する 3 期社会実証における自動運転車両調律等業務委託

業務の概要：別紙 2 のとおり

予 算 規 模：

- (1) 自動運転サービス導入に関する大型 EV 自動運転バス購入

9 6, 8 0 0, 0 0 0 円 (税込)

- (2) 自動運転サービス導入に関する 3 期社会実証における自動運転車両調律等業務委託

1 2, 9 8 0, 0 0 0 円 (税込)

3 サウンディングでの対話内容

- (1) 事業計画について
- (2) 対象業務の範囲について
- (3) 事業費の考え方について
- (4) 事業参入の条件について

4 調査スケジュール

以下の日程で調査を実施します。

実施要領の公表	令和7年7月29日（火）
参加申込書受付期間	令和7年7月29日（火）～令和7年8月8日（金）12：00

参加を希望する場合は、参加申込書（様式1）を「8. 申込先・問合せ先」までメールでご提出ください。

意見交換（対話） 実施時間の連絡	令和7年8月18日（月）～令和7年8月19日（火）17：00 ※実施日時と実施場所を電話またはメールで通知します。
意見交換（対話）の 実施	令和7年8月28日（木）～令和7年8月29日（金） ・ 調査は対面形式または Web 形式により、個別に実施します。 ・ 参加人数は1グループ4名以内とします。 ・ 1グループ60分程度を目安に担当課職員と対話を行います。
調査結果の公表	令和7年9月頃を予定 サウンディング実施結果について、概要の公表を予定しています。なお、参加事業者の名称は公表しません。また、参加事業者のノウハウ等に配慮したうえで、個社が特定されないような形で概要のみ公表することを想定しています。

5 サウンディングへの参加等

対象者・参加資格：本事業に関心のある法人または法人のグループ

ただし、次のいずれかに該当する場合は除く

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。
- (2) 会社更生法(昭和14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく、再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く)
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する者。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている者。

6 実施方法

- (1) サウンディングは、参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に行います。
- (2) 必要に応じて追加のヒアリング等を依頼する場合がありますので、ご協力お願いします。
- (3) 資料の配布を予定されている場合、対話前日の正午までに資料データ(PDF)をいただければ、市職員分は市役所で用意します。(5MBまでメール可)
- (4) 結果の公表については、市ホームページで行います。参加者が特定される内容及び事業者のノウハウ等は非公開としますが、公表前に公表資料をご確認いただきますので、非公表としたい内容をお知らせください。

7 留意事項

- (1) 調査においていただいたご意見、ご提案等は事業実施の検討や今後公表する公募要項等の参考にさせていただきます。
- (2) 対話での発言は、市及び民間事業者ともに、現時点で想定しうるものとし、今後の事業進捗において拘束するものではありません。
- (3) 調査において提出いただいた資料の著作権は提出事業者にあります。提出された資料の返却はいたしません。なお、結果の公表、事業者の検討以外の目的で提出書類等を使用することはありません。
- (4) 調査への参加は、今後の事業者選定に一切影響を与えるものではありません。今回の調査に不参加の場合でも、本事業実施における事業者募集への応募は可能です。
- (5) 調査への参加や資料作成、提出等に係るすべての費用は参加者の負担とします。

7 参考資料

市ホームページ「自動運転サービス導入に関するサウンディング型市場調査の実施」に掲載

<https://www.city.wako.lg.jp//machizukuri/kotsu/1010340/1010047/1012630.html>

8 申込先・問合せ先

〒351-0192 埼玉県和光市広沢 1-5 和光市役所 2 階

和光市都市整備部公共交通政策室

電話 048-424-9135（直通） ✉e0800@city.wako.lg.jp